

議案第 86 号

佐野市手数料条例の改正について

佐野市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 2 年 6 月 5 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市手数料条例の一部を改正する条例

佐野市手数料条例（平成 17 年佐野市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍・住民基本台帳・個人番号関係手数料の項の表第 3 号の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

別表建築関係手数料の項の表第 44 号の項第 1 号ア(ウ)中「掲げる金額」の次に「(共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合にあつては、b に掲げる金額を除く。）」を加え、同号イ(ウ)中「掲げる金額」の次に「(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあつては、b に掲げる金額を除く。）」を加え、同表第 45 号の項第 1 号ア(ウ)中「掲げる金額」の次に「(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあつては、b に掲げる金額を除く。）」を加え、同号イ(ウ)中「掲げる金額」の次に「(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあつては、b に掲げる金額を除く。）」を加え、同表第 50 号の項第 1 号ア(イ)中「申請」の次に「(共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあつては、共用部分の床面積を控除した面積により算定する。(ウ) b 並びにイ(イ)及び(ウ) b において同じ。）」を加え、同表第 52 号の項を次のように改める。

(52) 建築物エネルギー消費性能向上法第 3	建築物エネルギー消費性能基準に関する認定申請手数料 (1) 当該建築物が建築物エネルギー消費性能
-------------------------	---

6 条第 1 項の
規定による申
請に対する審
査

基準に適合する旨を証する書類（品確法第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能向上法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合

ア 一戸建て住宅に係る申請 申請 1 件につき 4,700 円

イ 共同住宅等に係る申請（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積により算定する。

ウ(イ)並びに第 2 号エからカまで及び同号キ(エ)から(カ)までにおいて同じ。)

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300 m ² 未満	9,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	18,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	41,000 円
5,000 m ² 以上	74,000 円

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次の(ア)から(ウ)までに掲げる金額を合計した金額

(ア) 住宅部分（(イ)に掲げるものを除く。） 申請 1 件につき 4,700 円

(イ) 共同住宅等の部分

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300 m ² 未満	9,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	18,000 円

2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未 満	41,000 円
5,000 m ² 以上	74,000 円

(ウ) 非住宅部分

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300 m ² 未満	9,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	25,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未 満	74,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未 満	110,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	140,000 円
25,000 m ² 以上	180,000 円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建て住宅（モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
200 m ² 未満	16,000 円
200 m ² 以上	17,000 円

イ 一戸建て住宅（仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
200 m ² 未満	16,000 円
200 m ² 以上	17,000 円

ウ 一戸建て住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請

ギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。)を用いるものに限る。)に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200 m ² 未満	31,000 円
200 m ² 以上	35,000 円

エ 共同住宅等（フロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。)を用いるものに限る。)に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300 m ² 未満	30,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	52,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	95,000 円
5,000 m ² 以上	140,000 円

オ 共同住宅等（仕様基準を用いるものに限る。)に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300 m ² 未満	30,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	52,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	95,000 円
5,000 m ² 以上	140,000 円

カ 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。)に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300 m ² 未満	63,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	100,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未	180,000 円

満	
5,000 m ² 以上	250,000 円

キ 一の建築物全体に係る申請（アからカまでに掲げる申請を除く。） 次の（ア）から（ク）までに掲げる金額を合計した金額

（ア） 住宅部分（（エ）から（カ）までに係るものを除き、モデル住宅法を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200 m ² 未満	16,000 円
200 m ² 以上	17,000 円

（イ） 住宅部分（（エ）から（カ）までに掲げるものを除き、仕様基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200 m ² 未満	16,000 円
200 m ² 以上	17,000 円

（ウ） 住宅部分（（エ）から（カ）までに掲げるものを除き、性能基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200 m ² 未満	31,000 円
200 m ² 以上	35,000 円

（エ） 共同住宅等の部分（フロア入力法を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300 m ² 未満	30,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	52,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	95,000 円

5,000 m ² 以上	140,000 円
-------------------------	-----------

(オ) 共同住宅等の部分（仕様基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300 m ² 未満	30,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	52,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	95,000 円
5,000 m ² 以上	140,000 円

(カ) 共同住宅等の部分（性能基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300 m ² 未満	63,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	100,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	180,000 円
5,000 m ² 以上	250,000 円

(キ) 非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300 m ² 未満	80,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	130,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	210,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	280,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	340,000 円
25,000 m ² 以上	400,000 円

(ク) 非住宅部分（標準入力法・主要室入

方法を用いるものに限る。)

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300 m ² 未満	210,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	330,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	480,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	590,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	700,000 円
25,000 m ² 以上	800,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の改正に伴い、所要の規定を整備し、及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、建築関係手数料を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市手数料条例の改正案 新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第2条関係） 戸籍・住民基本台帳・個人番号関係手数料				別表（第2条関係） 戸籍・住民基本台帳・個人番号関係手数料			
手数料を徴収する事務	単位	金額（円）	備考	手数料を徴収する事務	単位	金額（円）	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）に基づく個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した</u>	1枚	800		(3) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）に基づく個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した</u>	1枚	800	

場合又は国外への転出 により返納した場合の 再交付を除く。)			
--------------------------------------	--	--	--

(表略)

建築関係手数料

(表略)

手数料を徴収する 事務	手数料の名称及び区分	金額
(略)	(略)	
(44) 都市の低炭素 化の促進に関する 法律（平成24年法 律第84号。以下こ の表において「都 市低炭素化促進 法」という。）第 53条第1項の規定 による申請に対す る審査	低炭素建築物新築等計画（都市低炭素化促進法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料 （1）低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じた金額 ア 当該低炭素建築物新築等計画が都市低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合する旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物エネルギー消費性能向上法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。次項において同じ。）の添付があった場合	

付を除く。)			
--------	--	--	--

(表略)

建築関係手数料

(表略)

手数料を徴収する 事務	手数料の名称及び区分	金額
(略)	(略)	
(44) 都市の低炭素 化の促進に関する 法律（平成24年法 律第84号。以下こ の表において「都 市低炭素化促進 法」という。）第 53条第1項の規定 による申請に対す る審査	低炭素建築物新築等計画（都市低炭素化促進法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料 （1）低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じた金額 ア 当該低炭素建築物新築等計画が都市低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合する旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物エネルギー消費性能向上法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。次項において同じ。）の添付があった場合	

	<p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。) 次のaからcまでに掲げる金額を合計した金額</p> <p>a～c (略)</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。) 次のaからdまでに掲げる金額を合計した金額</p> <p>a～d (略)</p> <p>(2) (略)</p>		<p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。) 次のaからcまでに掲げる金額 <u>(共用部分を計算しない評価方法(低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。)を用いる場合にあっては、bに掲げる金額を除く。)</u>を合計した金額</p> <p>a～c (略)</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。) 次のaからdまでに掲げる金額 <u>(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、bに掲げる金額を除く。)</u>を合計した金額</p> <p>a～d (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(45) 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による変更の認定に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の変更に関する認定申請手数料</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>ア 当該低炭素建築物新築等計画の変更が都市低炭素化促進法第55条第2項において準用する都市低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を証する書類の添付があった場合</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p>	<p>(45) 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による変更の認定に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の変更に関する認定申請手数料</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>ア 当該低炭素建築物新築等計画の変更が都市低炭素化促進法第55条第2項において準用する都市低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を証する書類の添付があった場合</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p>

	<p>(ウ) 一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。) 申請1件につき次のaからdまでに掲げる金額を合計した金額</p> <p>a～d (略)</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。) 申請1件につき次のaからeまでに掲げる金額を合計した金額</p> <p>a～e (略)</p> <p>(2) (略)</p>		<p>(ウ) 一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。) 申請1件につき次のaからdまでに掲げる金額 <u>(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、bに掲げる金額を除く。)</u> を合計した金額</p> <p>a～d (略)</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。) 申請1件につき次のaからeまでに掲げる金額 <u>(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、bに掲げる金額を除く。)</u> を合計した金額</p> <p>a～e (略)</p> <p>(2) (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(50) 建築物エネルギー消費性能向上法第29条第1項の規定による申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能向上法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。) に関する認定申請手数料</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じた金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>ア 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能向上法第30条第1項第1号に掲げる基準 (以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。) に適合する旨を証する書類 (品確法第</p>	(50) 建築物エネルギー消費性能向上法第29条第1項の規定による申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能向上法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。) に関する認定申請手数料</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じた金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>ア 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能向上法第30条第1項第1号に掲げる基準 (以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。) に適合する旨を証する書類 (品確法第</p>

	<p>5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能向上法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。)の添付があった場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 共同住宅等に係る申請</p> <p>(表略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>		<p>5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能向上法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。)の添付があった場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 共同住宅等に係る申請(共用部分を計算しない評価方法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。))を用いる場合にあっては、<u>共用部分の床面積を控除した面積により算定する。(ウ) b並びにイ(イ)及びウ) bにおいて同じ。)</u></p> <p>(表略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(52) 建築物エネルギー消費性能向上法第36条第1項の規定による申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能基準に関する認定申請手数料</p> <p>(1) 当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を証する書類(品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能向上法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。)の添付があった場合</p> <p>ア 一戸建て住宅に係る申請 申請1件につき4,700円</p> <p>イ 共同住宅等に係る申請</p>	(52) 建築物エネルギー消費性能向上法第36条第1項の規定による申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能基準に関する認定申請手数料</p> <p>(1) 当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を証する書類(品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能向上法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。)の添付があった場合</p> <p>ア 一戸建て住宅に係る申請 申請1件につき4,700円</p> <p>イ 共同住宅等に係る申請(共用部分を計算しない評価方法(建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定す</p>

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	9,000円
300㎡以上2,000㎡未満	18,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	41,000円
5,000㎡以上	74,000円

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次の(ア)から(ウ)までに掲げる金額を合計した金額

(ア) 住宅部分（(イ)に掲げるものを除く。）申請 1 件につき4,700円

(イ) 共同住宅等の部分

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	9,000円
300㎡以上2,000㎡未満	18,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	41,000円
5,000㎡以上	74,000円

(ウ) 非住宅部分

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	9,000円

るものをいう。)を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積により算定する。ウ(イ)並びに第2号エからカまで及び同号キ(エ)から(カ)までにおいて同じ。)

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	9,000円
300㎡以上2,000㎡未満	18,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	41,000円
5,000㎡以上	74,000円

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次の(ア)から(ウ)までに掲げる金額を合計した金額

(ア) 住宅部分（(イ)に掲げるものを除く。）申請 1 件につき4,700円

(イ) 共同住宅等の部分

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	9,000円
300㎡以上2,000㎡未満	18,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	41,000円
5,000㎡以上	74,000円

(ウ) 非住宅部分

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	9,000円

300㎡以上2,000㎡未満	25,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	74,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	110,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	140,000円
25,000㎡以上	180,000円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建て住宅（仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	16,000円
200㎡以上	17,000円

イ 一戸建て住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	31,000円

300㎡以上2,000㎡未満	25,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	74,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	110,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	140,000円
25,000㎡以上	180,000円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建て住宅（モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	16,000円
200㎡以上	17,000円

イ 一戸建て住宅（仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	16,000円
200㎡以上	17,000円

ウ 一戸建て住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	31,000円

200㎡以上	35,000円
--------	---------

之 共同住宅等（仕様基準を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	30,000円
300㎡以上2,000㎡未満	52,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	95,000円
5,000㎡以上	140,000円

エ 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	63,000円
300㎡以上2,000㎡未満	100,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	180,000円
5,000㎡以上	250,000円

200㎡以上	35,000円
--------	---------

エ 共同住宅等（フロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	30,000円
300㎡以上2,000㎡未満	52,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	95,000円
5,000㎡以上	140,000円

オ 共同住宅等（仕様基準を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	30,000円
300㎡以上2,000㎡未満	52,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	95,000円
5,000㎡以上	140,000円

カ 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	63,000円
300㎡以上2,000㎡未満	100,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	180,000円
5,000㎡以上	250,000円

オ 一の建築物全体に係る申請（アからエまでに掲げる申請を除く。） 次の（ア）から（カ）までに掲げる金額を合計した金額

（ア） 住宅部分（（ウ）及び（エ）に掲げるものを除き、仕様基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	16,000円
200㎡以上	17,000円

（イ） 住宅部分（（ウ）及び（エ）に掲げるものを除き、性能基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	31,000円
200㎡以上	35,000円

キ 一の建築物全体に係る申請（アからカまでに掲げる申請を除く。） 次の（ア）から（ク）までに掲げる金額を合計した金額

（ア） 住宅部分（（エ）から（カ）までに係るものを除き、モデル住宅法を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	16,000円
200㎡以上	17,000円

（イ） 住宅部分（（エ）から（カ）までに掲げるものを除き、仕様基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	16,000円
200㎡以上	17,000円

（ウ） 住宅部分（（エ）から（カ）までに掲げるものを除き、性能基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	31,000円
200㎡以上	35,000円

（エ） 共同住宅等の部分（フロア入力法を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	30,000円
300㎡以上2,000㎡未満	52,000円

(ウ) 共同住宅等の部分（仕様基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	30,000円
300㎡以上2,000㎡未満	52,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	95,000円
5,000㎡以上	140,000円

(エ) 共同住宅等の部分（性能基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	63,000円
300㎡以上2,000㎡未満	100,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	180,000円
5,000㎡以上	250,000円

(オ) 非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	80,000円
300㎡以上2,000㎡未満	130,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	210,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	280,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	340,000円
25,000㎡以上	400,000円

(カ) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるも

2,000㎡以上5,000㎡未満	95,000円
5,000㎡以上	140,000円

(オ) 共同住宅等の部分（仕様基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	30,000円
300㎡以上2,000㎡未満	52,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	95,000円
5,000㎡以上	140,000円

(カ) 共同住宅等の部分（性能基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	63,000円
300㎡以上2,000㎡未満	100,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	180,000円
5,000㎡以上	250,000円

(キ) 非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	80,000円
300㎡以上2,000㎡未満	130,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	210,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	280,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	340,000円
25,000㎡以上	400,000円

(ク) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるも

のに限る。)

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	210,000円
300㎡以上2,000㎡未満	330,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	480,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	590,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	700,000円
25,000㎡以上	800,000円

(表略)

のに限る。)

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	210,000円
300㎡以上2,000㎡未満	330,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	480,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	590,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	700,000円
25,000㎡以上	800,000円

(表略)